

電気・ガスの契約トラブルにご注意ください



電力、ガスの小売り全面自由化から、約10年が経過しましたが、それらの契約に関する相談が継続的に寄せられています。中には、ショッピングモールでの勧誘や、自宅賃貸アパートへの訪問勧誘をきっかけとした相談も目立ちます。

【事例】

- 業者から自宅の賃貸アパートの訪問があり、「入居者全員に電気のお得なプランを案内している」と言われた。入居者全員が契約しないといけないのかと思い、申込チェックシートや契約書に署名し、支払いのためのクレジットカード番号も記入した。後から不安に感じ、業者のことを検索すると評判が悪かったので解約したい。
- スーパーの敷地内で「安くなる」と電力契約の勧誘を受け、3年間の契約を結んだ。ところが電気料金が安くならないので、解約するために業者へ電話したところ、違約金が必要だと言われた。支払う必要はあるのか。

注意

- 賃貸アパートなどの供給契約が変わるかのような説明をされるケースがみられます。
- 電気・ガスの契約と同時に別のサービスを合わせて勧誘される場合があります。

ポイント

- 突然の訪問で勧誘を受けた場合は、その場で契約せず、業者名や訪問の目的、契約条件をしっかり確認し、料金プランなどの説明を受け、メリットデメリットを把握したうえで契約の要否を検討する。
- 契約の意思が無ければ、はっきりと断りましょう。また検針票の記載情報は慎重に取り扱ってください。
- 別のサービスを勧誘された場合にも、必要な契約かどうかをよく検討してください。
- 訪問販売や電話などで勧誘を受け、電気やガスの契約を承諾した際、法定の契約書面を受け取った日から8日以内であれば、原則としてクーリング・オフが可能です。
- 困った場合には、最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。

相談室

- ◆ 愛媛県内の全ての市町に「消費生活相談窓口」が設置されています。
- ◆ 愛媛県消費生活センターでも消費生活に関する相談を受け付けております。



消費者ホットライン ☎ 188

(最寄りの消費生活相談窓口につながります。)

